

【特別講義要旨 (1) '93. 5. 26】

## 国際課税の諸問題

三 浦 正 顕

(大蔵省国税庁国税審議官)

米国の居住者が米国内で給与所得を稼得した場合、米国がこれに課税できることは当然である。しかし、この米国居住者が日本で短期間働いて給与所得を稼得した場合にはその所得の源泉が日本にあることから、日本が課税することになる。この場合、米国人は米国の居住者であることから、日本源泉のこの給与所得に対して米国も課税権を持つことが認められるので、一つの所得に対して二つの国が課税するいわゆる二重課税が発生する。これに対して、日米間の租税条約の中で、米国の居住者が日本に滞在した期間が短期間であることをもって日本が課税権を放棄するような規定を設ければ、二重課税は生じない。租税条約は、このように相手国の居住者のある所得に対する自国の課税権を放棄または制限することによって、国際間の二重課税を可能な限り排除する目的で締結される。国際課税上重要な問題としてはこのほかに、例えば日本企業が税金の安いいわゆるタックス・ヘイブン国にペーパー・カンパニー（子会社）を設立して日本での租税を回避するというような場合があり、これに対してはわが国のタックス・ヘイブン対策税制により規制が行われている。また、日本企業が外国に設立した子会社等との間で取引を行う場合、外国の方が税率が低い等の理由で当該外国子会社との間の取引価格を操作することにより、当該外国子会社に所得を移転するというような場合がある。こうした移転は日本の課税権の浸食となることから、これに対してはわが国の移転価格税制により規制が行われている。なお、最近では、米国のように移転価格課税を積極的に行う国との間で二重課税が頻発していることから、OECD等の場での国際ルールづくり、二国間相互協議等を積極的に行ってきている。